平成２３年（フ）第４６号
山形県鶴岡市羽黒町猪俣新田字中台122番地１、住民票上の住所山形県鶴岡市羽黒町猪俣新田字東台35番地２
債務者　佐藤　　登
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７２号
山口県宇部市東本町１丁目５番６―201号
債務者　梅野　昭久
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８４号
山口県宇部市大字妻崎開作243番地21
債務者　寺戸トヨコ
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１００２号
埼玉県新座市栗原１丁目１番19号　サンライズⅡ102号室
債務者　中嶋真樹子（旧姓大森）
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１１号
さいたま市北区大成町４丁目57番地　アガーテＥＮＵＭＡ201
債務者　南野　文秋
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１２号
さいたま市北区大成町４丁目57番地　アガーテＥＮＵＭＡ201
債務者　南野　秀子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２３号
埼玉県戸田市下戸田１丁目21番13―101号
債務者　川村　成一
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３２号
埼玉県北本市二ツ家４丁目10番地５　シティハウス北本１―205
債務者　野中　啓子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５１号
埼玉県朝霞市泉水３丁目３番６号　第７サンビレッジ泉水301
債務者　花井　佑輔
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７９号
埼玉県和光市丸山台３丁目14番３―208号
債務者　中村美由紀（旧姓ガリェーゴス）
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９４号
埼玉県志木市本町６丁目23番19号　コーポミヨシ101号
債務者　砂川　俊太
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３１号
埼玉県戸田市美女木６丁目５番地の25　メゾンドフジ106号室
債務者　渥美　正則
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
静岡県熱海市下多賀458番地の６
債務者　管野小夜子こと　管野かね子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
静岡県三島市梅名73番地の４　ソレイユ102
債務者　杉崎　淳子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２６号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目1988番地３第２平野荘205号
債務者　金田一　晃
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７４号
愛知県清須市上条２丁目17番地３
債務者　後藤　恵子
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９３５号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目33番20号、事業所所在地大阪市北区堂島１丁目２―14　小川第三ビル地下１Ｆ
債務者　鮨・四季料理まつ川こと松川運送こと　松川　義則
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部